

畜産振興関係の市補助金のご案内

問 農政課 文 3階 TEL(23)8292

畜産振興関係の市単独補助金をご紹介します。
それぞれ条件があり、予算の範囲内での補助となります。希望される方は下記の窓口にご相談ください。

●申請期限…平成28年2月15日(月)

補助金名	補助内容	相談窓口
畜産環境保全対策事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 環境対策のために給与する微生物資材費用の一部助成 事業費の2分の1、上限10万円 	市農政課
繁殖和牛優良雌牛導入事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖和牛優良雌牛購入費の一部助成 1頭当たり50万円を超えた額の3分の2に相当する額。限度額15万円 	JAなすの各営農経済センター
繁殖和牛受精卵移植奨励事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 受精卵移植により出産した場合の経費の一部補助 ①市内酪農家と協調して受精卵を移植し、出産した場合1頭につき4万円 ②市外酪農家または自己所有繁殖和牛に受精卵を移植し出産した場合1頭につき1万5000円 	または市農政課
乳用基礎雌牛導入事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 乳用基礎雌牛購入費用の一部助成 1頭当たり45万円を超えた額の3分の2に相当する額。限度額15万円 	各所属酪農協市農政課

大田原市農業公社 農業体験参加者募集

●はりはり漬け・おから作り

●日時

平成28年1月16日(土)

午前9時～

●場所：湯津上農村環境改善センター

●定員：20人(先着順)

●参加費：500円

●味噌作り

●日時：2月6日(土)

午前9時～、午後1時～

●場所：黒羽大輪農産加工所

●定員：各回20人(先着順)

●参加費：1000円

※詳細は後日参加者に連絡します。

●受付開始：12月15日(火)

午前8時30分～

●申込方法：左記へ直接または電話で申し込み。

問申(公財)大田原市農業公社

TEL(23)4834

文1階

国際医療福祉大学 塩谷看護専門学校 看護学生一般入試

●募集人員：40名

(高校推薦・社会人含む)

●受験資格：①平成28年3月

に高等学校卒業見込みの方

②高等学校を卒業している

またはこれと同等の資格を有する方③修業期間中、勉学に専念できる方

●修業年限：3年(全日制)

税

家を新築・増築・取り壊した時には

家を新築・増築・取り壊した時には、現地調査を行います。工事完了後にご連絡いただきますとその後の流れがスムーズです。

◆新築・増築の場合は、担当職員が各戸を訪問し、調査依頼通知をお渡しします。

不在の場合は、通知を置いておきますので、ご都合のよい日時を左記へご連絡ください。

◆家を取り壊した時は、次年度から取り壊した家は課税されませんので、ご連絡ください。

◆登記されていない家を売買された方や相続などされた方は「未登記家屋の所有者変更届」を左記へご提出ください。

※家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。

※住宅や店舗などの建物もちろんのこと、物置や車庫なども3面以上の外壁があり土地への定着性(基礎など)、外気断定性(屋根や外壁など)、用途性(使用目的による)の要件を満たせば課税の対象となります。

たとえば、ホームセンターなどで購入した物置なども基礎の構造によっては課税対象となります。設置の際、判断に迷う場合は事前にお問い合わせください。

問 税務課 B1階 TEL(23)8864



A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

農業用軽油免税証の交付申請受付

平成 28 年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行います。

	使用者証	印鑑	報告書	納品書	耕作証明書	農作業受委託証明書	カタログ	交付手数料
継続	○	○	○	○			○※3	
更新・紛失	○	○	○	○	○※1	○※2	○※3	420円
新規		○			○		○	420円

※1 使用者証を紛失した方のみ。 ※2 受委託契約により交付を受けている方のみ。 ※3 機械に変更がある場合のみ。

新規申請、使用者証を紛失、耕作面積変更等により交付数量の変更を希望される方は、事前に農業委員会で耕作証明書の交付を受け持参してください。(更新時の耕作証明書の添付は不要です。)

軽油免税証の交付を3年以上申請していない方は、新規扱いとなります。

■申請受付日程(※いずれの日も午前11時30分～午後1時は受け付けできません。)

期日	受付時間	地区	会場
平成28年1月25日(月)	①午前9時30分～11時30分 ②午後1時～3時	湯津上	湯津上支所
1月26日(火)		黒羽	黒羽支所
1月27日(水)		金田南	市総合文化会館
1月28日(木)		金田北	
1月29日(金)		親園	
2月2日(月)		野崎・佐久山	
2月3日(火)		大田原・上記日程に来られない方	

問 大田原県税事務所 TEL(23)4172

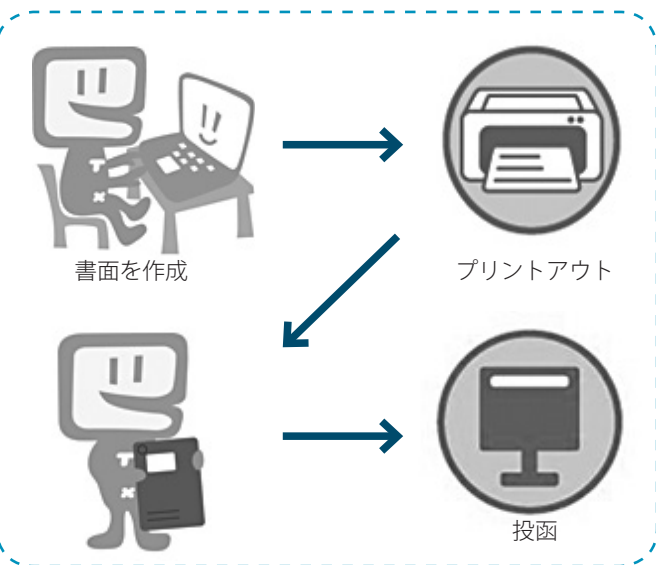
大田原税務署からのお知らせ

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、**平成28年2月16日(火)～3月15日(火)**です。(土、日を除きます。)

※3月に入ると会場は大変混雑します。

■申告書の作成は国税庁ホームページで!

自宅から国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。作成した申告書を自宅で印刷し、郵送で提出できます。



問 大田原税務署 TEL(22)3115

国税庁ホームページ

確定申告

検索

固定資産税償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が事業のために所有している事業用資産をいいます。

償却資産をお持ちの方は、平成28年1月1日現在の資産の状況について、2月1日(月)までに申告書を提出してください。

●申告対象となる償却資産

- ① 構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)
- ② 機械および装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置、太陽光発電設備など)

- ③ 車両および運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)
- ④ 工具、器具、備品(パソコン、医療機器、測定工具、机、イスなど)

●申告対象外となる償却資産

- ① 耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(小額償却資産)
- ② 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(一括償却資産)

- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問 税務課 B1階 TEL(23)8864